

平成 23 年 7 月 1 日

平成 24 年 9 月 30 日更新

東日本大震災により被災地（岩手県、宮城県、福島県、他）から、市内に避難してこられた方のうち、下記の交付要件に該当する方について、平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間、本市への転入手続きの有無に関らず、福祉特別乗車券、又は福祉タクシー利用券を交付します。

■福祉特別乗車券

市営バス・地下鉄全線、金沢シーサイドライン全線、及び市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を利用する場合、無料になります。

【対象者】	下記のいずれかに該当する 70 歳未満の方で、福祉タクシー利用券の交付を受けていない方 (1) 1～4 級の身体障害者手帳を持っている方 (2) 知能指数 50 以下の方（愛の手帳 A 1～B 1） (3) 1～3 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方 など ※ただし、同一世帯内においてすでに、母子生活支援施設入所世帯、児童扶養手当受給世帯の要件で特別乗車券の交付を受けている方がいる場合には、交付されません。
【利用方法】	乗車の際に、本券を係員に提示してください。

■福祉タクシー利用券

1 枚につき 500 円を限度に助成するタクシー利用券を交付します。1 回の乗車につき、当月分のタクシー利用券を 7 枚まで使用できます。

なお、福祉タクシー利用券を使用しても、タクシー事業者実施の「タクシー料金 10%割引」を受けることができます。

【対象者】	下記のいずれかに該当する方で、福祉特別乗車券又は 敬老特別乗車証の交付を受けていない方 (1) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む 1・2 級の身体障害者手帳を持っている方 (2) 知能指数が 35 以下（愛の手帳 A 1、A 2）の方 (3) 下肢・体幹・視覚・内部障害の程度が 3 級でかつ知能指数が 50 以下（愛の手帳 A 1～B 1）の方 ※ただし以下の方は対象となりません。 (1) 65 歳以上で対象となる身体障害者手帳の交付を受けた方 (2) 施設入所中の方 (3) 同一世帯内においてすでに、母子生活支援施設入所者、児童扶養手当受給世帯の要件で特別乗車券の交付を受けている方がいる場合
【交付枚数】	年間 84 枚交付。腎臓機能障害で人工透析に週 3 回以上通院している方には年間 168 枚交付します。
【利用方法】	乗車の際には、身体障害者手帳又は愛の手帳を提示し、身体障害者手帳又は愛の手帳の手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。

■お問い合わせ先

・所管局

健康福祉局障害福祉課移動支援係 電話：045-671-2401 FAX：045-671-3566

・申請窓口

お住まいの区の高齢・障害支援課（西区・栄区・泉区は、こども家庭障害支援課）

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等又は精神障害者保健福祉手帳を持参ください。